

令和6年4月  
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和6年4月12日(金) 午前9時30分から 10時10分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○		17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○		1番 望月 稔
農業委員		○	2番 望月 英俊
〃	○		3番 田村 英俊
〃	○		4番 高井 修一
〃	○		5番 谷津倉 寛
〃	○		6番 笹古 時男
〃	○		7番 渡邊 武敏
〃	○		8番 近藤 敏男
〃	○		9番 鈴木 一孝
〃	○		10番 新舟 進
〃	○		11番 長尾 忠
〃	○		12番 佐野 隆洋
〃	○		13番 佐藤 正職
〃	○		14番 渡邊 哲史
〃	○		15番 太田 篤子
〃	○		16番 安藤 公男
〃	○		18番 後藤 環
〃	○		19番 藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩  
統括主幹 深澤 公保  
主査 武内 清高  
主査 市川 由美恵

5 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名してもご異議ございませんか。

(異義なしの声あり)

ご異議がないと認め 3番田村英俊君、4番高井修一君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会 会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第13号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第15号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について」までの、計5件を順に議題にします。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案3ページ 議題朗読)

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第13号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

鷹岡地区13番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案5ページ 鷹岡地区13番朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、天間小学校の200m程南側にあります。譲渡人は、高齢化に伴い耕作管理ができない。譲受人は、本地を取得して、農業経営の拡大を図りたいということです。譲受人は、近隣の農地でも耕作しており、今後は、みかんなどの柑橘類を植えていきたいとのこと。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会長】**

鷹岡地区13番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区13番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、鷹岡地区14番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案5ページ 鷹岡地区14番朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地は、鷹岡中学校の500m程北側にあります。譲渡人は、遠方に居住しているため耕作管理できない。譲受人は、従来から、自作地に隣接する本地の草刈り等の管理をしており、今回譲り受けることとなり、農業経営の拡大を図りたいということです。ご審議のほどよろしく願います。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会長】**

鷹岡地区14番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区14番についてご異議ございませんか。

(異義なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、岩松地区15番と16番は、関連がございますので、一括審議とします。

事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案6ページ 岩松地区15番・16番朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

岩松地区15番と16番は、贈与者1人の所有する農地を、2人の受贈者に贈与するというものです。

まず、岩松地区15番についてです。申請地は、岩松小学校の400m程北西側にあります。譲渡人は、相続に伴い取得したが、経験不足のため耕作管理ができない。譲受人は、自作地に隣接する本地を取得して、農業経営の拡大を図りたいということです。周辺は、野菜畑が広がり、柑橘類などが栽培されています。譲受人は、柑橘栽培を主体とした専業農家で、農協の産直市へ生産物を出荷しています。申請地についても同様に、柑橘類を栽培する予定とのことです。

次に、岩松地区16番についてです。申請地は、15番の農地の300m程南側にあります。譲渡人は、相続に伴い取得したが、経験不足のため耕作管理ができない。譲受人は、本地を取得して、農業経営の拡大を図りたいということです。譲受人は、野菜栽培を主体とした専業農家で、農協の産直市へ生産物を出荷しています。自作地に隣接する本地を取得し、野菜栽培を行う予定とのことです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

両案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会長】**

岩松地区15番、16番について、ご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

岩松地区15番、16番について、異議ございませんか。

(異義なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、富士地区17番と18番は、関連がございますので一括審議とします。

なお、高井委員につきましては、関係者でありますので、一時退席願います。(高井委員退席)

それでは、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案6・7ページ 富士地区17番・18番朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

富士地区17番と18番の農地は隣接しており、中島公園から200m程南側にあります。従来から、それぞれが、相手方の農地を自作地と一体の農地として利用してきたという経緯がありました。調査の結果、所有権の状態と、現状との間に相違があることが判明したため、農地を相互に贈与しあい、所有権について利用の実態に合うように是正したいというものです。権利移動はありますが、農地の利用実態については従来と変わりなく、現状もしっかりと耕作管理されていますので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

両案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会長】**

富士地区17番、18番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士地区17番、18番についてご異議ございませんか。

(異義なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。(高井委員着席)

次に、北部地区19番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案7ページ 北部地区19番朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地は、青葉台小学校の200m程南側にあります。本申請は3年間の賃貸借に関するものです。貸し手は、高齢かつ会社勤めをしているので耕作管理ができない。借り手は、申請地を賃貸借で借り受けて耕作管理し、賃貸借の後、売買により申請地を取得し、本格的に営農に着手したいということです。サポートとして農業経験25年の雇用従事者がいるということです。問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

両案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会長】**

北部地区19番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

北部地区19番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

富士地区7番について事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案8ページ 富士地区7番朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、市立看護専門学校の 200m 程南側にあります。こちらは、配水管敷設工事等の公共工事に伴う現場事務所、資材置場、工事車両の駐車場に利用するための一時転用として、3月の農業委員会会議で審議され、50 日間の延長が許可されておりました。このたび令和6年度の工事も受注することとなったことから、さらに11ヶ月間の再延長をしたいというものです。現場も綺麗に使われており、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件の申請地は令和5年9月11日に、公共工事に関連して許可され、令和6年3月にも一時転用の延長が許可されていますので、これまでどおり許可要件を満たしているものと考えます。

【 会 長 】

富士地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士地区7番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、伝法地区8番について、事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案8ページ 伝法地区8番朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、市立博物館の 200m 程南側にあります。こちらは、昭和 47 年以前に、社宅敷地として農地転用許可を受けましたが、計画が中止されそのままになっていたということです。今回の申請では、目的を変えて、譲受人が建売住宅2区画としたいという申請です。現状は、隣接する

農地との境には擁壁が設けられているため、農地への影響は少ないと思われます。また、建築に必要な重機等の利用や資材置場の確保にも問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、宅地の割合が40%を超えている区域内にある農地であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件を満たすと考えます。

【 会 長 】

伝法地区8番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区8番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、伝法地区9番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案8ページ 伝法地区9番朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、富士インター西側の国道沿いにあります。こちらは、申請地の近隣に本社を置く法人が、パレットを置く資材置場として農地を購入したいというものです。周辺は、宅地、道路に囲まれており、農業への影響が少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、東名高速道路富士インターチェンジから300m以内にある農地であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件を満たすと考えます。

【 会 長 】

伝法地区9番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区9番についてご異議ございませんか。

(異義なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決についての審議を終わります。

次に、議案9ページの議第15号「非農地証明申請書の審議」について審議をお願いします。

大淵地区10番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案9ページ 大淵地区10番朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、法仙寺の400m程南西側にあります。昭和30年頃から植林されていたようで、昭和59年に申請者が相続した際に、農地として再生の困難な山林になっていたことを確認していましたが、農地法に不案内であったことから、これまで手続きをしないままにしてしまったということです。接道もなく、農地の再生は困難だと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

大淵地区10番についてご質問ございませんか。

(質疑)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区10番についてご異議ございませんか。

(異義なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「非農地証明申請書の審議」を終わります。

次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

議事等はすべて終了しました。

令和6年4月12日

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

同 委員

\_\_\_\_\_

同 委員

\_\_\_\_\_